

唐操ポンプ場点検整備業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 受注者は契約書及び仕様書に基づき本市の指示に従い、終始誠実良心的に業務に当たること。
- (2) 受注者は随時関係書類を提出すること。
- (3) 受注者は仕様書等に記載された事項の解釈について、疑義を生じたときは本市と協議しなければならない。
- (4) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 摘要事項

本委託における、一切の作業は関連法規に準じること。

特記仕様書

(適用)

第1条 寝屋川市（以下「発注者」という。）が委託する唐操ポンプ場点検整備業務委託は、この特記仕様書が優先するものとし、受注者はこの仕様書に基づき本業務を遂行するものとする。

(業務概要)

第2条 委託業務の概要は下記のとおりとする。

- (1) ポンプ場施設の運転状況の確認
- (2) 施設各種機器の点検・整備
- (3) 施設構内の清掃，整理及び環境整備
- (4) 施設敷地内の草刈，投棄物等の集積

(委託期間)

第3条 委託業務の期間は、下記のとおりとする。

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(管理施設の概要)

第4条 管理施設は以下のとおりとする。

- (1) 唐操ポンプ場及び付帯施設（寝屋川市萱島南町12番地内）
- (2) 管理施設の主な機器

ア) 排水ポンプ（ポンプゲート）・・・2台

口 径	700 mm
排水量	60 m ³ /min
全揚程	2.7 m
電動機出力	45 Kw

イ) ローラーゲート（ポンプゲート）・・・1門

形 式	鋼板製ローラーゲート
純径間	3,200 mm
呑口高	1,400 mm
水密方式	前面4方ゴム水密
揚 程	1,500 mm

開閉方式 電動ラック式（２本吊）

ウ）スクリーン・・・１面

型 式 手搔式バースクリーン

スクリーン幅 ３，２００ mm

水路深さ ４，０００ mm

ピッチ ８２ mm

傾斜角度 ６０ 度

エ）自家発電機・・・１台

型式 NEA－１３１４

出力 １５０ KVA

電圧 ２１０ V

電流 ４１２ A

周波数 ６０ Hz

回転速度 １，８００ rpm

形式 ４サイクル水冷、立型

始動用バッテリー

種 類 シール形 据置鉛蓄電池

容 量 １２０ Ah（６V×４セル）

電 圧 DC ２４ V

オ）燃料小出槽（屋内別置形）・・・１基

容量 ７５０ℓ

カ）切替盤・・・１面

型式 屋内自立閉鎖型

キ）水位計

投込式 １台

フリクトスイッチ ２個

（業務取扱時間）

第５条 業務取扱時間は次のとおりとする。

(1) 保守点検業務 午前９：００～午後５：００

(2) 運転監視業務 必要に応じて随時

(運転監視業務)

第6条 当施設の排水ポンプは自動運転となっているが、受注者は施設の異常時や大雨による非常時において、発注者の指示に従い、施設の動作状況の確認を行うものとする。

(保守点検業務)

第7条 設備の正常な運転を確保するために必要な作業で、大要は次の通りとする。

- (1) 年次点検1回、月例点検11回、施設の巡回点検を年12回とし、点検内容時期については発注者と協議の上、定めるものとする。
- (2) 保守点検業務には、常に機器が正常に稼働するよう、清掃、防錆、注油などの他、特殊な機器、部品を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる簡易な故障修理を含むものとする。
- (3) 消防設備点検は、年2回行うものとする。 消火器 2本

(関係法令の遵守)

第8条 電気工作物、機械設備等の取扱いには、労働安全衛生法・電気事業法・消防法等の関係法令に従い、安全に十分注意を払い従事しなければならない。

(労務管理)

第9条 受注者は、業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、業務に支障をきたさないよう努めなければならない。また、労働基準法及び関係法令を遵守するとともに、労務管理にも万全を期し、従業員の労務管理上の一切の責任を負うものとする。

- 2 受注者は、業務の遂行にあたり責任者を選任し、届出を行うものとする。
- 3 受注者は、日常的に気象情報を収集するなどして、設備の点検を行う体制を整え、雨に関する気象警報や台風、地震等、災害が発生した時は勤務時間外の非常呼び出しに応じるものとする。

(業務計画書)

第10条 受注者は、契約後速やかに業務計画書を提出するものとし、その内容については、次の事項とする。

- (1) 保守点検業務計画書
- (2) 作業従事者名簿

(3) 緊急連絡体制表

(4) その他本市の指示する書類

(業務報告)

第 11 条 受注者が行う業務にかかる施設の運転及び、その点検整備の結果についてその記録を毎翌月の初めに提出し、報告をするものとする。

2 前記の保守点検の結果、機械設備その他に異常を認めたときは、直ちに発注者に連絡しその措置について打合せを行い、指示に従わなければならない。

(支給品)

第 12 条 施設の運転に必要な燃料・光熱水等は発注者が支給するが、その受渡及び取扱いについては、発注者の指示に従うものとする。

2 保守点検整備業務に必要な工具、測定器具及び消耗品類については、受注者の負担とする。

(業務の引継ぎ)

第 13 条 受注者が前受注者と異なる場合、受注者は本業務に先行して前受注者から引継ぎを受け、円滑に業務を引継ぐため必要な人員を配置しなければならない。なお前受注者からの業務引継ぎに要する費用は、受注者の負担とする。

2 受注者は業務期間完了後、次の受注者と異なる場合は、次の受注者に対し本委託業務が支障なく継続されるよう引継ぎを行わなければならない。なお業務引継ぎに要する経費は受注者の負担とする。

(契約の解除)

第 14 条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができるものとする。

(見積参考資料)

第 15 条 本資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札（見積）参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため履行方法等業務を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めること。

本委託業務で採用している見積単価は以下のとおり。

工種	種別	単位	単価（円）	備考
ポンプ場管理業務	消防設備点検	式	40,000	